

介護保険料の納付をお願いします!!

平成25年度の介護保険料がきました。

納付対象者の方には、今月中旬頃までに納入通知書が郵送されますので、期限内の納付をお願いします。納め方は、特別徴収と普通徴収の2種類に分かれます。(2つの方法を併用する方もいます。)

(注) 特別徴収=年金から天引き、普通徴収=窓口納付(口座振替含む)

「昨年まで年金から天引きされていたから、今年も年金天引きのはずだ」と思われている方の中で、今年も窓口納付になっている場合があります。役場から納入通知書が届きましたら、内容の確認をお願いします。通知書の見方は、次の例を参考にしてください。

介護保険料納入通知書の見方

ここでは、保険料段階が第4段階(標準的な所得階層)で、特別徴収と普通徴収の併用による納付の方を例に説明します。

※一部記載を省略しています。

介護保険料納入通知書 兼 特別徴収開始(停止)通知書

介護保険料額が下記のとおり決定しましたので通知します。

秋田県山本郡三種町長 三浦正隆



この欄に記載のある方は、普通徴収の保険料はご指定の口座からの引落としになります。

(注) 残高にご注意願います。

被保険者番号	世帯番号
被保険者氏名	
生年月日	性別
下記の記載のある方は口座振替による納付です。	
金融機関	〇〇銀行 △△支店
口座種別	普通預金
口座番号	1 2 3 4 5 6 7
口座名義人	三種 太郎

決定理由	
徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
年間保険料	70,600 円

【保険料算定の根拠】

合計所得金額
年金収入額
本人の課税状況
世帯の課税状況
老齢福祉年金
その他の事由

【所得段階】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

翌年度4月・6月・8月の特別徴収仮徴収の期別額は本年度2月の特別徴収額になります。

<お問合せ先>

秋田県山本郡三種町 福祉課 介護支援係
TEL 0185-85-2247

【保険料額】 【特別徴収とは、年金の支払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれることです。】

月	特別徴収(円)	期別	普通徴収(円)	普通徴収の場合の納期限
4月	0			
5月				
6月	0			
7月		1期	11,900	
8月	0	2期	11,800	
9月		3期	11,800	
10月	11,700	4期	0	
11月		5期	0	
12月	11,700	6期	0	
1月		7期	0	
2月	11,700	8期	0	
3月		9期	0	
計	35,100	計	35,500	
合計額			70,600円	

この欄に金額の記載がある場合は、年金から天引きとなります。

この欄に金額の記載がある場合は、窓口納付の必要がある方ですので、通知書に同封された納付書で納めていただくこととなります。

例の場合は、1期(7月)・2期(8月)・3期(9月)は窓口納付で納めていただき、以降は、10月・12月・2月の年金支払から天引きさせていただくこととなります。

ご自分の納入通知書をご覧いただき、普通徴収欄に金額の記載がある方には、納付書を同封していますので、忘れずに納期限までの納付をお願いします。※納め忘れのためにも、納付は口座振替が便利です。



◆詳しくは、福祉課介護支援係までお問い合わせください。TEL 0185-85-2247